

# 公益財団法人埼玉県国際交流協会彩の国さいたま国際協力基金 助成金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人埼玉県国際交流協会彩の国さいたま国際協力基金設置規程第5条第1項の事業に関する助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (助成対象者)

第2条 助成対象者は、国際協力活動を行う団体等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第2号は理事長が特に必要と認めた場合に限る。

- (1) 県内に活動の拠点を有する民間団体
- (2) 海外の公益的な団体

## (助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内の民間団体が県内及び海外で実施する国際協力活動  
(規程第5条第1項第1号に定める事業)
- (2) 海外の公益的な団体が現地の住民の福祉の向上を図ることを目的として実施する活動(規程第5条第1項第2号に定める事業)
- (3) 海外で発生した災害等に対する支援(規程第5条第1項第3号に定める事業)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業及び団体は、助成の対象としないものとする。

- (1) 公益財団法人埼玉県国際交流協会(以下「協会」という。)との共催で実施する事業
- (2) 団体の会員または参加者の友好、親善を図ることを主たる目的としている事業
- (3) 嘗利を目的としている事業
- (4) 特定の政治活動または宗教活動を目的としている事業
- (5) 当該団体の設立について、埼玉県から資金的な援助を受けている団体が行う事業
- (6) 公共の秩序、安全を害するおそれのある事業
- (7) 過去に3回助成を受けた事業及び過去3年間に連續して助成を受けた団体。
- (8) 奨学金支給事業等で、助成された現金が形を変えず、そのまま受給者に支給される事業
- (9) 日本語教室における通常の運営事業

## (助成対象事業費)

第4条 助成の対象となる事業費は、当該事業の実施に必要な経費とする。

ただし、国又は地方公共団体等からの補助金等の支給が予定されている場合は、原則としてその補助金等相当額を助成対象事業費から控除する。  
(助成率)

第5条 事業に対する助成率は、別表に掲げるとおりとする。

(助成額)

第6条 個々の申請に対する助成額は、別表に掲げる助成限度額を上限とし、予算の範囲内で決定する。

(助成期間)

第7条 同一事業への助成は、3年を限度とする。

2 同一団体への助成は、連続して3年を限度とする。

(助成の申請)

第8条 助成を受けようとするものは、別に定める期間内に助成金交付申請書（様式第1号）、事業計画書（様式第2号）及びその他協会が指定する書類を協会に提出しなければならない。

(審査委員会)

第9条 協会は、助成の審査を行うため、審査委員会を設ける。

(審査及び決定の通知)

第10条 協会は、審査委員会の審査及び答申を経て、助成金の交付額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第3号）または、助成金不交付決定通知書（様式第3号の1）により申請者に通知する。

この場合において、助成対象者が第2条第2号に該当するときは、当該助成金交付決定通知書に理事長名の「かがみ」（様式第3号の2）を添えるものとする。なお、理事長は、助成金の交付を決定する際必要と認めるときは条件を付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については、事務局で審査し、審査委員会への報告事項とする。

(1) 使途指定寄附による事業

(2) 彩の国さいたま国際交流・協力ネットワークで実施する「中古資機材リサイクル国際協力事業実施要綱」による事業

(助成金の請求)

第11条 助成金の請求は、助成金請求書（様式第4号）を理事長に対し、その定める期日までに提出するものとする。

(助成金の交付)

第12条 協会は、助成金の交付が決定した団体に対し、原則として、助成事業の開始時に助成決定額の半額を交付し、残額については事業完了時、または事業経過報告書提出時のいずれか早い方に交付する。

(助成事業の内容の変更)

第13条 助成金の交付を受けたもの（以下、「助成事業者」という。）は、助成事業の内容等を変更しようとする場合は、変更承認申請書（様式第5号）を理事長に提出しその承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 理事長は、助成事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 事業を実施しないとき、または期限内に事業を実施する見込がないとき。
- (2) 申請書の記載と事実が著しく相違した場合
- (3) 事業の実施に際して違法行為があつたとき。
- (4) その他、理事長が不適当と認めたとき。

(助成金の返還)

第15条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付された助成金の全部または一部を直ちに協会に返還しなければならない。

- (1) 助成の決定が取り消された場合
- (2) 助成金の目的外支出が行なわれた場合、または使途不明金が発生した場合
- (3) 事業規模の大幅な縮小などにより、既に交付された助成金の額が総事業費に対して定められた助成率の上限を上回った場合
- (4) 事業実績報告書が提出されなかつた場合、またはその内容が不十分であつた場合
- (5) 申請内容、実績報告書に虚偽の記載があつた場合

(報告書の提出)

第16条 助成事業者は、事業完了後1箇月以内に協会に事業実績報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

2 申請額が10万円を超える事業について、助成事業者は、助成事業が6箇月以上の長期にわたる場合には、少なくとも6箇月に1度協会に事業経過報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第17条 理事長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合においては、その報告に係る助成対象事業の成果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するかどうか審査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書(様式第9号)により団体の代表者に通知するものとする。

(証拠書類の保管)

第18条 助成事業者は、助成事業にかかる収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、証拠となる書類を事業完了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 2 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 14 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項に掲げる規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 14 日から施行する。

別 表

助成対象者	対象事業等	助成率	助成限度額
県内に活動の拠点を有する民間団体等	県内で実施する国際協力活動 (外国人を対象とした県内の協力・支援活動及び被災地域や海外開発途上地域等への食料・物資等の支援活動等)	事業経費の50%以内	20万円
	海外で実施する国際協力活動 (海外で現地の住民とともに医療、保健衛生、環境保全、教育、人権保護等の福祉の向上に取り組む活動、及び被災地域での支援活動)	事業経費の50%以内	50万円
	使途指定寄附による国際協力活動	寄附内容により決定	
海外の公益的な団体等	現地の住民の福祉の向上を図ることを目的として実施する活動	事業内容により決定	